

○防衛省告示第四十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が令和六年二月二十日次のとおり決定された。

令和六年二月二十二日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎共同使用

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘 | 要 |
|------|-------|-----------|------|----------------------|-----------|
| 六〇〇一 | 北部訓練場 | 沖縄県国頭郡国頭村 | 国有 | 土地…約三四、九四二、〇〇〇平方メートル | 、東村 トル |

民有
土地…約三五〇、〇〇〇平方メートル
公有
土地…約二九、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年二月二十日から同年

三月十七日までの間

六〇〇九 キャンプ・シュワブ 名護市、沖縄県国頭
郡宜野座村
水域…約三八、〇七六、〇〇〇平方メー
トル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年二月二十日から同年

三月十七日までの間

六〇一 キャンプ・ハンセン 名護市、沖縄県国頭 国有
土地…約三八五、〇〇〇平方メートル
郡恩納村、宜野座村 民有
土地…約六、四六一、〇〇〇平方メー
、金武町 トル

公有
土地…約二九、二七八、〇〇〇平方メー

トル

国有
建物…約三、六〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年二月二十日から同年

三月十七日までの間

六〇二〇 金武ブルー・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町 国有

土地…約八、〇〇〇平方メートル

訓練場 民有
土地…約二四三、〇〇〇平方メートル

公有
土地…約一、三〇〇平方メートル

水域…約二、八六八、〇〇〇平方メー

トル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年二月二十日から同年

三月十七日までの間

六〇二九 キャンプ・コートニ うるま市

国有

土地…約一五〇平方メートル

ー

民有

土地…約六、七〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年二月二十日から同年

三月十七日までの間

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市

水域…約六、八〇〇平方メートル（工事

区

期間中）

水域…約一、三〇〇平方メートル（工事

完了後）

うるま市が海底送水管布設替えを行うた

め共同使用する。

六〇七八 出砂島射撃場

沖縄県島尻郡渡名喜 公有

土地…約二四五、〇〇〇平方メートル

村

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年三月十一日から同月
十三日までの間

◎共同使用の条件変更

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三〇六六 根岸住宅地区

横浜市

国有

土地…約二七三、〇〇〇平方メートル

民有

土地…約一五六、〇〇〇平方メートル

公有

土地…約二七〇平方メートル

横浜市による跡地利用のための作業を追加する。

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘 要 |
|------|-------|-----------------------|------|---|
| 一〇七三 | 札幌駐屯地 | 札幌市 | 国有 | 建物・約三〇平方メートル 事務室として追加提供する。 使用期間・連絡調整に必要な都度 陸上自衛隊札幌駐屯地の施設の一部を、 地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設 及び区域として提供する。提供期間中は、 地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 五一二五 | 健軍駐屯地 | 熊本県上益城郡益城町、 菊池郡菊陽町 | 国有 | 土地・約三四、〇〇〇平方メートル 建物・約四、一〇〇平方メートル 工作物・水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間・ |

一 令和六年二月二十三日から同年三月
十七日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。

五二三一 相浦駐屯地

佐世保市

国有

土地…約四一、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約二、二〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。
使用期間…

一 令和六年二月二十三日から同年三月
四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊相浦駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘 要 |
|------|-------|-----------|------|------------------|
| 五一三五 | 沖永良部島 | 鹿児島県大島郡和泊 | 公有 | 土地…約九〇、〇〇〇平方メートル |
| | | 町、知名町 | 公有 | 建物…約四三〇平方メートル |

公有

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和六年二月二十六日から同年三月

一日までの間及び同月九日から同月十

二日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

沖永良部島の一部を、地位協定第二条第

四項(b)の適用ある施設及び区域として提

供する。提供期間中は、地位協定の関連

ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

角力灘訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三二度五五分五三・七四秒、東経一二九度三一分三九・七四秒
- 2 北緯三二度五六分五一・三六秒、東経一二九度三二分五八・〇七秒
- 3 北緯三二度五四分二四・五三秒、東経一二九度三五分二九・八四秒
- 4 北緯三二度五三分二六・九四秒、東経一二九度三四分一一・五二秒

二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用する。

三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和六年三月一日から同月六日

までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。